

業務における生成A I 利用基準

令和5年7月

第1版

見附市 総務課情報管理係

改版履歴

版	改版年月日	改版内容
第 1 版	令和 5 年 7 月 27 日	新規作成

(趣旨)

第1条 この基準は、テキスト、画像、動画、音楽、コンピュータプログラムコードなどの新しいコンテンツを作成する人工知能（以下「生成A I」という。）サービスの業務利活用に関し、利用方法及び見附市情報セキュリティポリシーに基づく必要な情報セキュリティ実施手順を定めるものとする。

(公開情報への利用制限)

第2条 外部に公開又は提供する情報においては、生成A Iによって作成されたコンテンツをそのまま利用してはならない。

(情報セキュリティ対策)

第3条 生成A Iに指示を出すための文章（以下「プロンプト」という。）には、見附市情報セキュリティポリシーに定める、情報区分Ⅰに分類される情報資産※1を用いてはならない。

2 プロンプト内容のA Iの学習への利用について設定できる場合は、学習に利用しない設定を行うものとする。

3 生成A Iサービスの利用において、情報資産の侵害が発生又は発生するおそれがある場合は、速やかに情報管理係へ報告し、指示に従って適切に対処しなければならない。

(著作権及び知的財産権侵害の防止)

第4条 生成A Iによって作成されたコンテンツを利用する場合は、生成物が既存の登録商標、登録意匠又は著作物に類似する等の権利侵害の有無について調査を行わなければならない。

(利用に関する留意事項)

第5条 利用者は、生成A Iによって作成された内容には事実と異なる可能性があることに留意しなければならない。

2 生成A Iサービスを利用する場合は、各サービスの利用規約に則って利用するものとする。

3 生成A Iサービスの利用に当たってアカウントの作成を要する場合は、公用のメールアドレスを用いて作成し、適切に管理しなければならない。

4 生成A Iサービスの利用に必要なアカウントの作成に用いたメールアドレスは、作成後速やかに情報管理係へ届け出なければならない。

(利用方法)

第6条 生成A I サービスは、文章の作成及び要約、施策検討に向けた事前調査等、職員の業務効率化を目的とし、活用するものとする。

2 利用者は、情報管理係が作成する生成A I の利用に関するマニュアル等に基づき、適切に利用するものとする。

(その他)

第7条 この利用基準に定めるもののほか、生成A I に関して必要な事項は、情報管理係が別に定める。

附則

この利用基準は、令和5年7月27日から施行する。

※1：見附市情報セキュリティポリシーに定める、情報区分Ⅰに分類される情報資産

3. 1 情報区分

- (1) 情報の利用者は、情報区分に従った管理を行うこと。
- (2) 各所属の情報セキュリティ管理者は、以下の情報区分に従い各所属が職務で利用する情報資産を区分すること。

ア 情報区分Ⅰ

- (ア) 見附市個人情報保護条例（平成11年見附市条例第21号）第2条第2号で規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を含む情報
- (イ) 法人又は事業を営む個人（以下この項において「法人等」という。）の事業活動に関する情報であって、脅威にさらされた場合に当該法人等に損失又は不利益を与えるおそれのあるもの
- (ロ) 実施機関と国、他の地方公共団体、公共的団体、法人等又は個人との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、脅威にさらされた場合に当該国等との信頼関係を損うおそれがあるもの
- (ハ) 実施機関が行う争訟、交渉、監査、検査、入札、試験等に関する情報その他公開を目的としない実施機関の情報であって、脅威にさらされた場合に事務事業の遂行に支障が生じるおそれがあるもの
- (ニ) (ア)から(ハ)までに掲げる情報が保存されている情報システム
- (ホ) (ア)から(ハ)までに掲げるもののほか、情報セキュリティ管理者が必要と認める情報資産

イ 情報区分Ⅱ

情報区分Ⅰに含まれる情報資産以外の情報資産